

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件(2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間適用)において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める2023年10月の検針日から2024年1月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	13.59	1.24
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27.19	2.47
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54.38	4.94
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81.56	7.41
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135.94	12.36
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	67.97	6.18

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	40.60	3.69
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	81.21	7.38
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	40.60	3.69
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	1.10	0.10
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	2.19	0.20
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	2.19	0.20
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	21.91	1.99
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	21.91	1.99

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.03	2.09
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.52	1.05
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	5.76	0.52
1 キロワット	11.51	1.05
2 キロワット	23.02	2.09
3 キロワット	34.53	3.14
4 キロワット	46.05	4.19
5 キロワット	57.56	5.23
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	41.45	3.77
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	20.73	1.88
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆 街路灯 B および農事用電灯 (従量 電灯 A の料金を 10 パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	52.50	4.77
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	3.50	0.32
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	3.50	0.32

(2) 別表(燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および 農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	4.123	0.375

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	2.463	0.224
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1.329	0.121
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1.329	0.121

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127
(ニ) 農事用電力B(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
(ホ) 農事用電力C(育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆 街路灯Bおよび農事用電灯(従量 電灯Aの料金を10パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワッ ト時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時に つき	0.212	0.019
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.212	0.019